

## 周防大島町東京圏等移住支援事業支援金 要件確認

・ 移住元に関する要件  
2、3 p

・ 仕事に関する要件  
4、5、6、7、8、9 p

・ 移住先に関する要件  
10 p

・ その他の要件  
10 p

のいずれにも該当すること。

## 東京圏等移住支援金 在住元要件

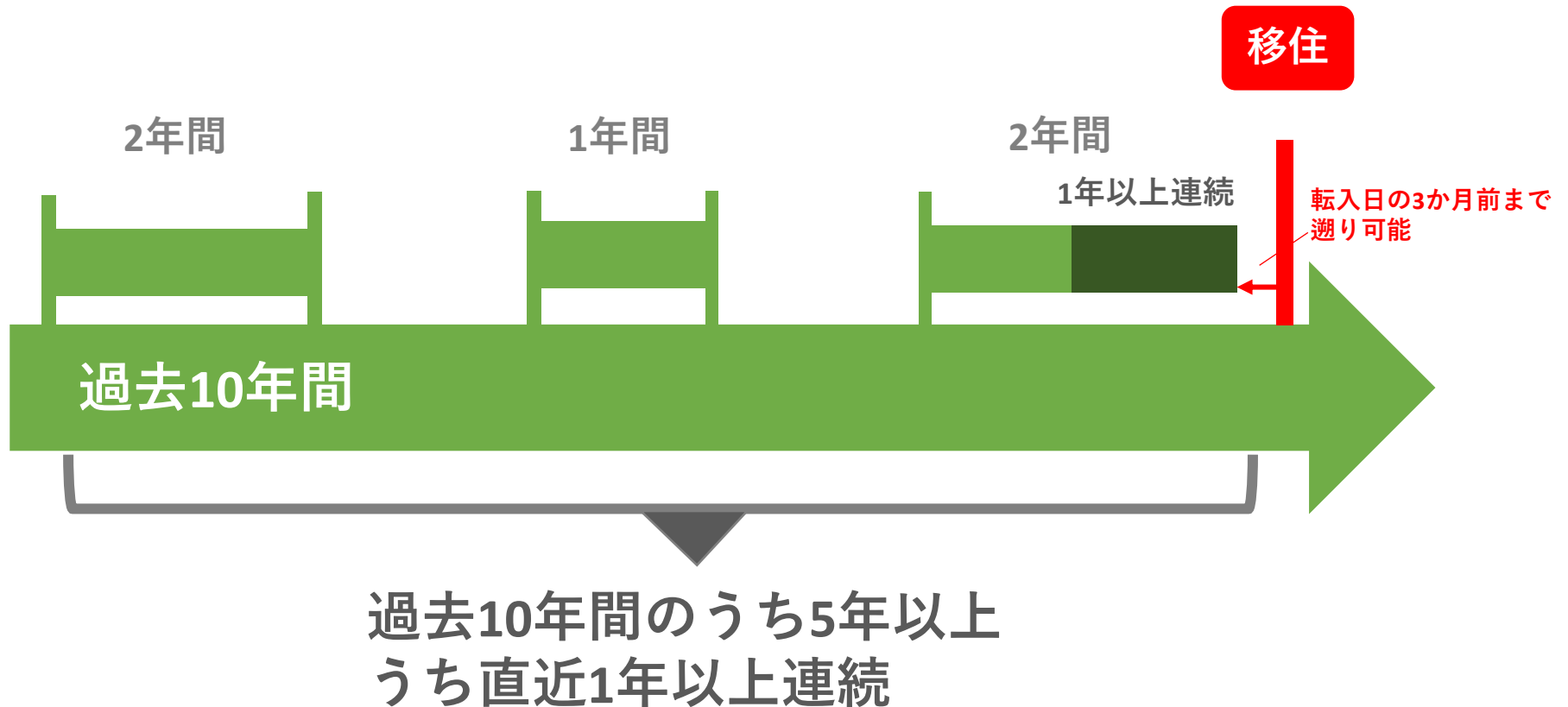
▶ 単身世帯 60万円、2人以上の世帯100万円（子1人あたり100万円加算）

※条件不利地域を除く

…東京23区に在住、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住しつつ東京23区へ通勤

※条件不利地域を除く

…東京23区に在住、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住しつつ東京23区へ通勤

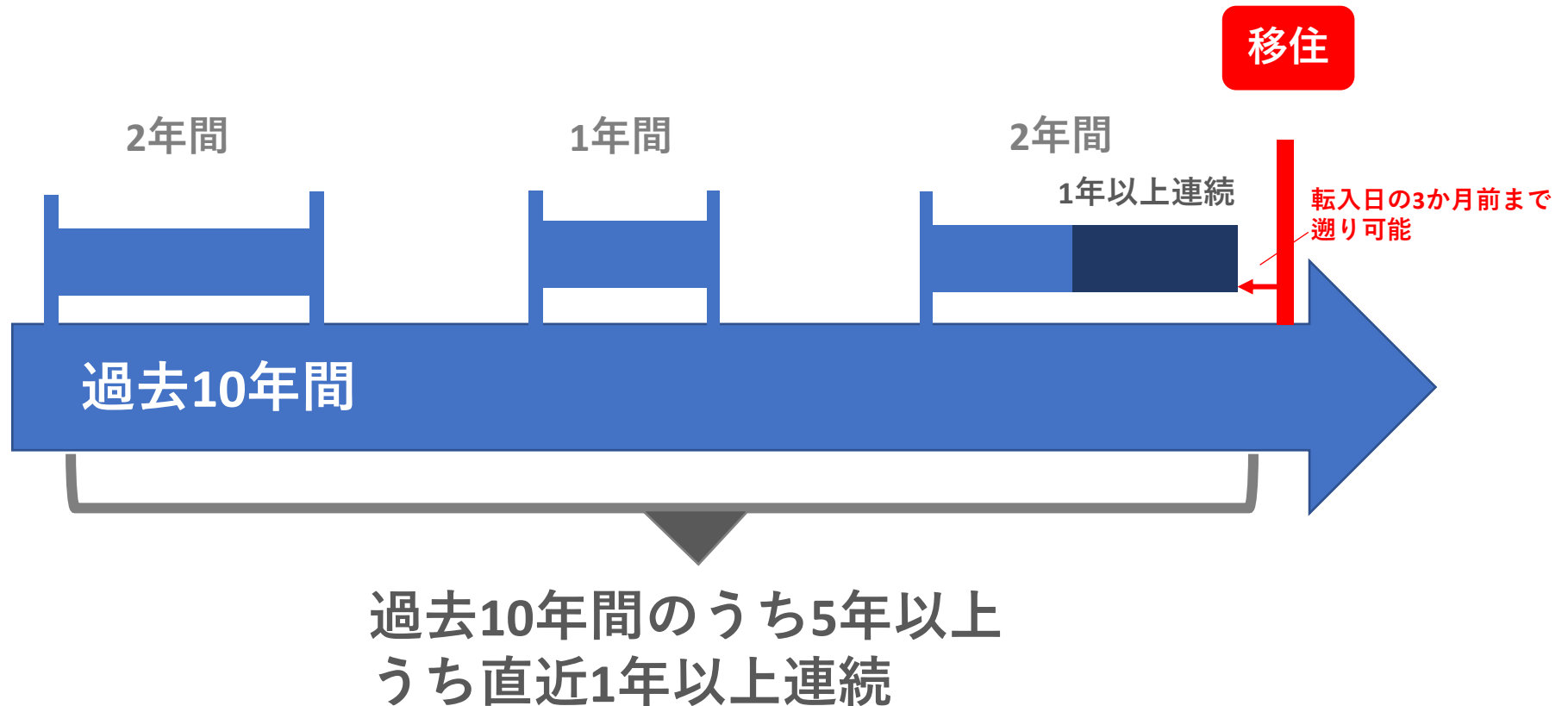


## 東京圏等移住支援金 在住元要件

▶ 単身世帯 30万円、2人以上の世帯50万円（子1人あたり50万円加算）

・・・対象地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県）に在住

・・・対象地域（上記都府県）に在住かつ通勤



## 東京圏等移住支援金 仕事の要件

### ≫就業（一般）の場合

- ☐ 勤務地が山口県内に所在すること。
- ☐ 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ☐ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ☐ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

## 東京圏等移住支援金 仕事の要件

### ≫就業（専門人材）の場合

- ☐ 勤務地が山口県内に所在すること。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- ☐ 当該就職先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

## 東京圏等移住支援金 仕事の要件

### ≫テレワークの場合

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ☐ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

## 東京圏等移住支援金 仕事の要件

### ≫ 創業の場合

- ☐ 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること。
- ☐ 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

## 東京圏等移住支援金 仕事の要件

≫関係人口の場合(東京23区在住または通勤の場合のみ該当)  
以下のいずれかにあてはまること。+次ページの要件

- ☐ 過去3年以内に周防大島町が主催した移住ツアーの参加経験又はお試し暮らし制度を利用した経験を有する者。
- ☐ 本町に通算3年以上在住、在学、通勤していたことのある者。
- ☐ 周防大島町体験交流型観光推進協議会が主催する民泊体験事業に参加したことのある者。
- ☐ 3親等以内の親族が町内に在住している者。
- ☐ 本町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベント、研修等に継続的に参加している者、又はそれらの団体等を支援している者。

かつ、次ページへ!≫

## 東京圏等移住支援金 仕事の要件

≫関係人口の場合(東京23区在住または通勤の場合のみ該当)  
前ページの要件 + 以下のいずれかにあてはまること。

- ☐ 町内で農林水産業に従事する者。
- ☐ 町内に本社又は本店を置き、5年以上の事業活動の実績のある事業の承継を行い、周防大島町承継者支援事業支援金の交付決定を受けている者。
- ☐ 町内の介護事業所等に有資格介護従事者として就職する者。

≫移住先に関する要件

- ☐ 周防大島町に転入したこと。
- ☐ 補助金の申請の際、補助対象者を含めた世帯の構成員がいずれも転入後1年以内であること。

≫その他の要件

- ☐ 補助対象者を含めた世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- ☐ 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ☐ 申請者を含む世帯の構成員に周防大島町の町税を滞納している者がいないこと。
- ☐ 過去10年以内に同様の支援金を受給していないこと。
- ☐ 申請者を含む世帯員が在住元、申請時において同一世帯に属していること。